

点検が必要な防火設備とは このようなものです。



1 平常時は開放状態にある防火戸 (火災時にのみ閉鎖します。)



火災時に
自動で
閉鎖します



防火戸前後の天井に火災で反応する感知器があります
※古い防火戸は扉に付いているものもあります

※横引き形式の扉やシャッターもあります

通常、平常時は目立たなくするため、壁に収納されています。
また、壁の色と同色のものもあるので注意が必要です。

2 防火シャッター (シャッター近傍に火災で反応する感知器があります。)



火災を感知して
自動で
降下します



3 耐火クロススクリーン (エレベータ前の設置が多いです。)



4 ドレンチャー (水幕を形成するタイプです。)

スプリンクラー設備とは異なります。



所有者・管理者の
皆様へ



定期検査が必要な 防火設備はありませんか？

防火扉・防火シャッター等は 定期的な検査が必要です

防火扉や防火シャッターといった防火設備は、火災時に被害を最小限に食い止め、安全な避難を確保するための重要な設備です。火災が発生したときに、防火設備が故障して作動しなかったり、下に物が置かれ最後まで閉まらないと大災害となります。

多くの方が利用される規模・用途（下部参照）で裏面にある防火設備が設置されている建物は、設置されている**防火設備の定期検査**が**2016年から義務付け**られています。

建築物の所有者・管理者の皆様におかれましては、確実な検査・報告の実施をお願いします。

物品による防火扉の閉鎖障害

閉鎖
できない



防火シャッターの不作動による延焼

広範囲に
わたり
延焼



このような建物は、**防火設備の定期検査が必要**です。

ご自身が所有・管理されている建物に裏面にあるような防火設備が設置されていて、その建物が以下のいずれかの用途に該当する場合は、防火設備の定期検査が必要です。（建築物の規模により不要の場合があります。詳細は建築物所在地の特定行政庁にご確認ください。）

政令で定められている用途

- ① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- ② 病院、有床診療所、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、就寝用福祉施設
- ③ 体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツの練習場
- ④ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、飲食店
カフェー、ナイトクラブ、バー等 物品販売業を営む店舗

特定行政庁で定められている用途

該当しそうな扉・シャッターなどがある場合は、まずは以下の特定行政庁へご報告ください。

特定行政庁連絡先